

令和 3 年

奈良市議会 8 月臨時会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 46 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 47 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 48 号	市長専決処分の報告について……………	21
〃 第 49 号	市長専決処分の報告について……………	31
〃 第 50 号	市長専決処分の報告について……………	35
〃 第 51 号	市長専決処分の報告について……………	37
〃 第 52 号	市長専決処分の報告について……………	39
〃 第 53 号	市長専決処分の報告について……………	41
〃 第 54 号	市長専決処分の報告について……………	43
〃 第 55 号	市長専決処分の報告について……………	45
〃 第 56 号	市長専決処分の報告について……………	47
〃 第 57 号	市長専決処分の報告について……………	49
〃 第 58 号	市長専決処分の報告について……………	51
〃 第 59 号	市長専決処分の報告について……………	53
〃 第 60 号	市長専決処分の報告について……………	55
〃 第 61 号	市長専決処分の報告について……………	57
奈良市議案第 78 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	59
〃 第 79 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	68
〃 第 80 号	奈良市手数料条例等の一部改正について……………	79
〃 第 81 号	財産の取得について……………	81

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年6月18日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度奈良市一般会計 補正予算（第4号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,614,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,999,861千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		30,730,637 ^{千円}	634,800 ^{千円}	31,365,437 ^{千円}
	4. 国庫交付金	6,501,345	634,800	7,136,145
17. 県支出金		9,967,569	979,600	10,947,169
	2. 県補助金	2,212,030	979,600	3,191,630
歳入合計		140,385,461	1,614,400	141,999,861

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		64,102,821 ^{千円}	250,000 ^{千円}	64,352,821 ^{千円}
	1. 社会福祉費	28,503,348	250,000	28,753,348
7. 商工費		2,733,131	1,364,400	4,097,531
	1. 商工費	2,733,131	1,364,400	4,097,531
歳出合計		140,385,461	1,614,400	141,999,861

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第4号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	30,730,637	634,800	31,365,437
17 県支出金	9,967,569	979,600	10,947,169
歳 入 合 計	140,385,461	1,614,400	141,999,861

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	64,102,821	250,000	64,352,821	250,000			—
7 商工費	2,733,131	1,364,400	4,097,531	1,364,400			—
歳 出 合 計	140,385,461	1,614,400	141,999,861	1,614,400			—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	1,483,023	384,800	1,867,823	1 一般管理費国庫交付金	384,800	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
2 民生費国庫交付金	3,498,890	250,000	3,748,890	1 社会福祉総務費交付金	250,000	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費交付金	
計	6,501,345	634,800	7,136,145				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 商工費県補助金	443,750	979,600	1,423,350	1 商工振興費補助金	979,600	時短要請協力金支援補助金	
計	2,212,030	979,600	3,191,630				

第17款 県支出金

3. 歳出
第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,511,696	250,000	1,761,696	特定財源 250,000 (内訳) 国庫支出金 250,000	1 報酬 2,916		自立支援金支給事業経費
					4 共済費 570		
					8 旅費 425		
					10 需用費 736		
					11 役務費 1,338		
					12 委託料 40,000		
					18 負担金補助及び交付金 204,015		
計	28,503,348	250,000	28,753,348	特定財源 一般財源 250,000 0			

第3款 民生費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 商工振興費	1,686,633	1,364,400	3,051,033	特定財源 1,364,400 (内訳) 国庫支出金 384,800 県支出金 979,600	12 委託料	1,364,400	中小企業振興対策経費
計	2,733,131	1,364,400	4,097,531	特定財源 1,364,400 一般財源 0			

第7款 商工費

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与			合計	共済費	備考
		報酬	給料	職員手当			
補正後	217 [2,303]	2,460,948	486,622	342,159	3,289,729	480,831	
補正前	217 [2,298]	2,458,032	486,622	342,159	3,286,813	480,261	
比較	[5]	2,916			2,916	570	

[]内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

職員手当の内訳	区分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
	補正後	15,465	14,708	123	311,863
補正前	15,465	14,708	123	311,863	
比較					

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	2,916	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	2,916	

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年8月9日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

令和 3 年度奈良市一般会計 補正予算（第 6 号）

令和 3 年度奈良市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 0 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 2 , 6 8 0 , 5 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		31,607,718 ^{千円}	300,000 ^{千円}	31,907,718 ^{千円}
	4. 国庫交付金	7,136,145	300,000	7,436,145
歳入合計		142,380,584	300,000	142,680,584

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		4,097,531 ^{千円}	300,000 ^{千円}	4,397,531 ^{千円}
	1. 商工費	4,097,531	300,000	4,397,531
歳出合計		142,380,584	300,000	142,680,584

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第6号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	31,607,718	300,000	31,907,718
歳 入 合 計	142,380,584	300,000	142,680,584

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	4,097,531	300,000	4,397,531	300,000			一般財源
歳 出 合 計	142,380,584	300,000	142,680,584	300,000			—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	1,867,823	300,000	2,167,823	1 一般管理費国庫交付金	300,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	7,136,145	300,000	7,436,145				

第16款 国庫支出金

3. 歳出
第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 商工振興費	3,051,033	300,000	3,351,033	特定財源 (内訳) 国庫支出金 300,000	12 委託料	300,000	中小企業振興対策経費
計	4,097,531	300,000	4,397,531	特定財源 一般財源			

第7款 商工費

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和3年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年8月10日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）

令和3年度奈良市病院事業会計 補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	842,155千円	821,005千円	1,663,160千円
第2項 医業外収益	631,912千円	821,005千円	1,452,917千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	887,181千円	821,005千円	1,708,186千円
第1項 医業費用	759,877千円	821,005千円	1,580,882千円

附 属 書 類

1. 令和3年度 奈良市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 令和3年度 奈良市病院事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 令和3年度 奈良市病院事業補正予定貸借対照表（第1号）
4. 令和3年度 奈良市病院事業会計補正予算（第1号）参考書
5. 奈良市病院事業注記表

令和3年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			842,155	821,005	1,663,160	
	2. 医業外収益		631,912	821,005	1,452,917	
		2. 補 助 金	53,875	821,005	874,880	県補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			887,181	821,005	1,708,186	
	1. 医業費用		759,877	821,005	1,580,882	
		2. 経 費	459,298	821,005	1,280,303	交付金

令和3年度奈良市病院事業会計補正
 予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：千円）

（1）業務活動によるキャッシュ・フロー	
1 当年度純利益（△純損失）	△ 45,026
2 減価償却費	272,679
3 長期前受金戻入額	△ 230,064
4 受取利息	△ 50
5 支払利息及び企業債取扱諸費	621
6 未収金の増加（△）・減少額	154,144
7 未払金の増加・減少（△）額	△ 155,484
小計	△ 3,180
受取利息	50
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 621
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,751
（2）投資活動によるキャッシュ・フロー	
1 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	184,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	184,300
（3）財務活動によるキャッシュ・フロー	
1 企業債の償還による支出	△ 182,818
2 リース債務の返済による支出	△ 1,482
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 184,300
資金増加額（又は減少額）	△ 3,751
資金期首残高	384,427
資金期末残高	380,676

令和3年度奈良市病院事業補正
 予定貸借対照表（第1号）

（令和4年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,966,681

ロ 立 木 732

ハ 建 物 3,427,160

減価償却累計額 Δ 583,048 2,844,112

ニ 建物附属設備 2,731,245

減価償却累計額 Δ 1,235,539 1,495,706

ホ 構築物 81,318

減価償却累計額 Δ 39,375 41,943

ヘ 機器備品 258,435

減価償却累計額 Δ 244,409 14,026

ト 機械及び装置 74,890

減価償却累計額 Δ 52,370 22,520

チ 建設仮勘定 1,800

有形固定資産合計 6,387,520

(2) 無 形 固 定 資 産

イ リース資産 3,838

無形固定資産合計 3,838

固定資産合計 6,391,358

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 380,676

(2) 未 収 金 858,608

貸倒引当金 Δ 1,134 857,474

流動資産合計 1,238,150

資 産 合 計 7,629,508

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てる企業債

3,616,120

企業債合計

3,616,120

(2) リース債務

1,973

固定負債合計

3,618,093

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てる企業債

182,818

企業債合計

182,818

(2) リース債務

1,467

(3) 未払金

907,020

(4) 預り金

386

流動負債合計

1,091,691

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

3,264,141

(2) 収益化累計額

△ 1,174,053

繰延収益合計

2,090,088

負債合計

6,799,872

資本の部

6. 資本金

1,354

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

1,840,000

ロ 負担金

463,121

資本剰余金合計

2,303,121

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処理欠損金

1,474,839

欠損金合計

1,474,839

剰余金合計

828,282

資本合計

829,636

負債資本合計

7,629,508

令和3年度奈良市病院事業会計

補正予算（第1号）参考書

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業収益				842,155	821,005	1,663,160		
	2. 医業外収益			631,912	821,005	1,452,917		
		2. 補 助 金			53,875	821,005	874,880	
			県 補 助 金			34,816	821,005	855,821

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業費用				887,181	821,005	1,708,186		
	1. 医業費用			759,877	821,005	1,580,882		
		2. 経 費			459,298	821,005	1,280,303	
			交 付 金			457,246	821,005	1,278,251

奈良市病院事業注記表

予算の注記を次のように改める。

Ⅲ セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

(単位：千円)

	病院	看護専門学校	合計
事業収益	70,096	125,034	195,130
事業費用	1,583,882	124,623	1,708,505
事業損益	△ 1,513,786	411	△ 1,513,375
経常損益	△ 45,692	411	△ 45,281
セグメント資産	7,480,489	149,019	7,629,508
セグメント負債	6,672,515	127,357	6,799,872
その他の項目			
他会計繰入金	473,901	77,816	551,717
減価償却費	272,135	544	272,679

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年7月14日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	家賃滞納
2	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年6月16日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年3月27日午前7時30分頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の舗装の剥離により、走行していた相手方のトラックのフロントバンパー等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 183,559円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年6月22日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年11月20日、住民異動届の入力処理を誤ったことにより、相手方宛の郵便物が届かず運転免許証更新の機を逸し、自動車保険料の割引要件を満たせなくなったことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 69,336円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年6月22日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年5月15日午後6時10分頃、奈良市大宮町六丁目地内において発生した、市道を歩いていた相手方が穴ぼこにより転倒し、負傷した事故について、和解により次とおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 8,890円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年6月22日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年5月25日午前4時頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 26,035円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年6月29日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年5月27日午前8時20分頃、奈良市学園中一丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 11,667円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年6月29日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年6月7日午前10時頃、奈良市登美ヶ丘三丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 20,400円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年7月19日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年12月17日午後0時5分頃、奈良市二条大路南一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 618,684円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年7月21日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年4月19日午後2時15分頃、奈良市杉ヶ町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次とおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 80,944円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年7月21日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年5月12日午前8時50分頃、奈良市南登美ヶ丘地内において発生した、本市の公用車がアパート駐車場内の花壇に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 47,410円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年7月21日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年5月19日午前8時20分頃、奈良市学園朝日町地内において発生した、本市の公用車が民家の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 55,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年7月29日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年6月22日午後1時10分頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のホイール等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 11,985円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年8月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年6月28日午前7時20分頃、奈良市杏町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車のフロントバンパー等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 827,100円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第5号）

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年7月14日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度奈良市一般会計 補正予算（第5号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ380,723千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,380,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		31,365,437 ^{千円}	242,281 ^{千円}	31,607,718 ^{千円}
	1. 国庫負担金	20,872,371	242,281	21,114,652
21. 繰越金		22,599	138,442	161,041
	1. 繰越金	22,599	138,442	161,041
歳入合計		141,999,861	380,723	142,380,584

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		12,526,123 ^{千円}	380,723 ^{千円}	12,906,846 ^{千円}
	2. 保健所費	1,021,615	380,723	1,402,338
歳出合計		141,999,861	380,723	142,380,584

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第5号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	31,365,437	242,281	31,607,718
21 繰越金	22,599	138,442	161,041
歳 入 合 計	141,999,861	380,723	142,380,584

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	12,526,123	380,723	12,906,846	242,281		138,442	
歳 出 合 計	141,999,861	380,723	142,380,584	242,281		138,442	
				一般財源内訳			
				繰越金 138,442			

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 衛生費国庫負担金	1,710,273	242,281	1,952,554	1 保健予防費負担金	242,281	感染症発生动向調査事業費負担金 感染症入院患者医療費負担金	80,958 161,323
計	20,872,371	242,281	21,114,652				

第16款 国庫支出金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	22,599	138,442	161,041	1 繰越金	138,442	歳計剰余繰越金
計	22,599	138,442	161,041			

第21款 繰越金

3. 歳出
第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 保健予防費	204,527	380,723	585,250	特定財源 242,281 (内訳) 国庫支出金 242,281 一般財源 138,442	11 役務費 19 扶助費	3,709 377,014	感染症予防対策経費
計	1,021,615	380,723	1,402,338	特定財源 242,281 一般財源 138,442			

第4款 衛生費

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年8月10日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

令和 3 年度奈良市一般会計 補正予算（第 7 号）

令和 3 年度奈良市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 7 0 , 9 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 2 , 8 5 1 , 5 8 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		31,907,718 ^{千円}	95,497 ^{千円}	32,003,215 ^{千円}
	1. 国庫負担金	21,114,652	75,497	21,190,149
	4. 国庫交付金	7,436,145	20,000	7,456,145
21. 繰越金		161,041	75,499	236,540
	1. 繰越金	161,041	75,499	236,540
歳入合計		142,680,584	170,996	142,851,580

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		12,906,846 ^{千円}	170,996 ^{千円}	13,077,842 ^{千円}
	1. 保健衛生費	5,342,249	35,419	5,377,668
	2. 保健所費	1,402,338	135,577	1,537,915
歳出合計		142,680,584	170,996	142,851,580

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第7号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	31,907,718	95,497	32,003,215
21 繰越金	161,041	75,499	236,540
歳 入 合 計	142,680,584	170,996	142,851,580

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	12,906,846	170,996	13,077,842	95,497		75,499	
歳 出 合 計	142,680,584	170,996	142,851,580	95,497		75,499	
				一般財源内訳		繰越金	75,499

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 衛生費国庫負担金	1,952,554	75,497	2,028,051	1 保健予防費負担金	67,788	感染症発生動向調査事業費負担金 感染症予防事業費負担金	67,461 327
				4 保健衛生総務費負担金	7,709	感染症発生動向調査事業費負担金	
計	21,114,652	75,497	21,190,149				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫交付金	2,167,823	20,000	2,187,823	1 一般管理費国庫交付金	20,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	7,436,145	20,000	7,456,145			

第16款 国庫支出金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	161,041	75,499	236,540	1 繰越金	75,499	歳計剰余繰越金
計	161,041	75,499	236,540			

第21款 繰越金

3. 歳出
第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健衛生総務費	648,092	35,419	683,511	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	10 需用費	35,419	保健衛生事務経費
計	5,342,249	35,419	5,377,668	特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 保健予防費	585,250	135,577	720,827	特定財源 67,788 (内訳) 国庫支出金 67,788 一般財源 67,789	12 委託料	134,923	感染症予防対策経費
					13 使用料及び賃借料	654	
計	1,402,338	135,577	1,537,915	特定財源 67,788 一般財源 67,789			

第4款 衛生費

奈良市手数料条例等の一部改正について

奈良市手数料条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和3年8月18日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良市手数料条例の一部改正)

第1条 奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。
別表第14の4項を削る。

(奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(奈良市特定個人情報保護条例の一部改正)

第3条 奈良市特定個人情報保護条例(平成27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第34条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法によるマイナンバー法の一部改正に伴い、個人番号カード再交付手数料に係る規定を削るほ

か、引用条文の整理その他所要の文言整理を行おうとするものである。

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和 3 年 8 月 1 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
消防ポンプ自動車	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型	1 台

2. 契 約 金 額 7 1 , 4 7 8 , 0 0 0 円

3. 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
株式会社モリタ関西支店
支店長 土居 典生